

29答申第1号

平成29年11月10日

久留米市長 檜原利則様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原清信

久留米市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「諮問書（平成29年8月22日付け29農総第99号）」による下記の諮問について、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成29年7月4日付け29農総第80号の公文書部分開示決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

- (1) 「久留米市農業委員会の委員 選定委員会 議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とした部分のうち次回改選時の選考の考え方についての意見を記載した部分は、審査請求人に開示すべきである。
- (2) 実施機関（久留米市長（農政部）をいう。以下「実施機関」という。）は、本件対象文書中で記されている「事務局案」なる文書について、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号。以下「条例」という。）第7条各号に掲げる不開示情報を除き、審査請求人に開示すべきである。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成29年 6月20日	農政部総務にて公文書開示請求書を受付
平成29年 7月 4日	公文書部分開示決定
平成29年 7月14日	請求者からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求書の記載等

審査請求の趣旨について、審査請求書には「今回私の評価について情報公開をお願いしたが、回答になっていない点」との記載が認められる。

また、審査請求人が条例第6条第1項の規定により実施機関に提出した公文書開示請求書（平成29年6月20日付け）には、開示請求に係る公文書の名称又は内容として、「選定委員会の議事録」との記載に続き「（会議内容）」の記載があることが認められる。

(2) 審査請求人の陳述

審査請求人が当審査会において陳述した際、審査会委員からの「審査請求人は、審査請求人のご自身の評価について、どういう理由で落ちたかということの実質的内容を知りたいということで、審査請求人個人の情報を知りたいということが請求の中心ということではないか。」との問いに対し、「そういうこともあるが、最初に開示された文書に全くそのようなことが付いていない。」と答弁した。

(3) 趣旨の概要

上記(1)及び(2)を踏まえると、審査請求の趣旨は、おおむね以下のとおりであると解される。

ア 平成29年7月4日付け公文書部分開示決定通知書（29農総第80号）

により実施機関が行った部分開示決定について、当該決定の取消しと、当該決定に係る本件対象文書の黒塗り部分の開示を求める。

イ 実施機関は、本件対象文書のほか、久留米市農業委員会委員の選考に関し立候補した審査請求人の評価を記した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び審査請求人の陳述によると、その大要は以下のとおりと認められる。

農業委員会委員は、耕作放棄地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積など、農地等の利用の最適化の推進に果たす役割は大きく、当該委員の選出方法が選挙から市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められたことを踏まえれば、委員の選考に当たっては、適正・公正な手続が求められるところ、公正な選考が行われていない。

また、委員の選考の手続において、立候補した自分の面接の時間が10分しかなく、その時間で自分がどのような評価を受けたのか、その評価が選考委員会でどのように議論されたのか、開示された本件対象文書では明らかにされていない。

審査請求したのは、委員の選考に立候補した自己の評価がどのようなものであったのかを知りたいからである。

本件対象文書は、全く内容のないものであり、選考委員会で適正な議事が行われたかについて疑念があるほか、選考委員会でどのような基準・判断によって委員が選考されたのか、また、自己の評価がどのようなものであったのか、その具体的内容が記されていない。

よって、農業委員会委員の選考に関し立候補した自己の評価を記した文書を開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 処分理由説明書（補足説明書を含む。）

(1) 経緯

本件開示請求は、「選定委員会の議事録（会議内容）」の開示を求めるものであり、実施機関は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成29年7月4日付け29農総第80号により、条例第7条第4号の規定に該当する部分を不開示とする部分開示決定（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

原処分において不開示とした部分の条例第7条第4号該当性については、次のとおりである。

本件対象文書には、久留米市農業委員会委員の選考の過程等が記載されている。

不開示とした部分は、選考基準の内容について直接的若しくは間接的に言及しているもの又は次回改選時の選考の考え方についての意見であって、これらを公にすることにより、今後の改選時の選考及び選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号（事務又は事業に関する情報）に該当する情報として不開示としたものである。

選考基準の内容について直接的又は間接的に言及している部分については、審査請求人からの公文書開示請求を受け別途開示されている「農業委員の選考に関する基本的な考え方について」と題する文書中で明らかにされている「地域から推薦を受けた者の中から選考する」とする選考基準の判断過程に

具体的に言及するものであり、当該部分を明らかにすると選考決定に至る経過が分かるほか、次回の改選時に立候補者がその例に倣うなど、適正な選考に支障をきたすおそれ又は地域において混乱を招くおそれがある。

また、次回改選時の選考の考え方についての意見に係る部分については、今後の選考基準の検討において影響を与える可能性があり、それを明らかにすると、次回の改選時において、適正な選考に支障をきたすおそれ又は地域において混乱を招くおそれがある。

2 審査会における陳述

審査会において、実施機関は、選考に当たって、選考委員会の会議よりも前に実施されたという候補者の面接の議事録は作成していないこと及び本件対象文書中に記載された「事務局案」なるものについては、文書が存在するが、原処分に対当っては、審査請求人による公文書開示請求が「会議録」とされたことから、本件対象文書のみを開示請求の対象と特定したことが陳述された。

また、実施機関としては、当該事務局案なる文書は、いわゆる資料であって会議録の添付文書ではなく、あくまで会議録とは別の文書と考えている旨が併せて陳述された。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、久留米市農業委員会委員の選考の内容、可否の決定に至る経過が記載されている会議録である。

実施機関が提出した処分理由説明書及び補足説明書並びに審査会における陳述によれば、不開示とした部分は、選考基準の内容について直接的若しくは間接的に言及しているもの又は次回改選時の選考の考え方についての意見であって、これらを公にすることにより、今後の改選時の選考及び選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号（事務又は事業に関する情報）に該当する情報として不開示としたものであると認められる。

条例第7条第4号は、「市の機関・・・(略)・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・(略)・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

当審査会において、インカメラ審理の権限を行使し、本件公文書を見分した上で、本件不開示情報が、条例第7条第4号に定める不開示情報であるかどうかについて検討した。

(1) 農業委員会委員の選考について

今回、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）が改正されて初めての農業委員会委員の選考が行われた。農業委員会委員の選考に関しては、農業委員会法第8条で「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する」とされている。

選考に際し、農業委員会法において、「市町村長は・・・任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。」「市町村長は・・・委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」と定められているほか、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において、「市町村長は・・・(略)推薦を受けた者・・・募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合・・・(略)任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められているが、国から具体的な選考の基準については、示されておらず、市町村の裁量に委ねられている。

(2) 選考基準の内容について直接的又は間接的に言及している部分について

そのような中で、次回以降の選考に反映されるかどうか不確定である選考基準の内容について直接的又は間接的に言及している情報を開示することにより、次回以降も今回の基準が採用されるといった誤解を与え、次回の選考に支障を及ぼす可能性があるため、不開示とするという実施機関の説明には理由があると考えられる。

(3) 次回改選時の選考の考え方についての意見を記載した部分について

一方、次回改選時の選考の考え方についての意見については、農業委員会委員を決定した後に1委員が述べた意見にすぎず、この意見を開示することによって、次回の改選時において適正な選考に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。よって、当該部分は条例第7条第4号には該当せず、審査請求人に開示すべきであると判断する。

2 「事務局案」なる文書について

実施機関の陳述によれば、本件対象文書中に記載された「事務局案」なるものが文書として存在するものと解される。

一方で実施機関は、当該「事務局案」なる文書は、実施機関いわく資料であって、本件対象文書に添付された文書ではなく、本件対象文書とは別の文書であるから、審査請求人が開示を請求した文書である「選定委員会の議事録」には含まれない旨を主張する。

しかしながら、審査請求人が実施機関に提出した公文書開示請求書の記載を見ると、「選定委員会の議事録」との記載に続き「(会議内容)」との記載があることが確認できる。

この記載からすると、仮に実施機関の主張のとおり会議録とは別の文書であるとしても、審査請求人が開示を請求した文書には選定委員会の会議録に限らず、当該会議の内容が記載された文書をも含むものと解するのが相当である。

「事務局案」は、選定委員会の議事録に記載されている議事内容からすれば、当該会議における議論の中で主要な事項が記載されたものと認められるから、審査請求人の請求する「会議内容」に係る文書として開示すべきであって、審査請求人が開示を請求した文書には含まれないとする実施機関の主張は採用することができない。

よって、当審査会は結論のとおり、「事務局案」とする文書について、久留米市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報を除き、審査請求人に開示すべきであると判断する。

以上により、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成29年 8月22日	実施機関から当審査会に諮問
平成29年 9月11日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成29年 9月19日 (第2回審査会)	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成29年10月 3日 (第3回審査会)	審査請求人による口頭意見陳述及び審議
平成29年10月20日 (第4回審査会)	審議
平成29年11月 1日 (第5回審査会)	実施機関から処分理由の補足説明及び審議
平成29年11月10日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	内 田 省 司
委 員	西 嶋 法 友
委 員	高 松 直 史
委 員	栗 山 扶美香
委 員	西 野 惠 子
委 員	吉 田 哲 磨
委 員	鹿子生 盈 代